

菊池医療刑務所も人権擁護の砦に！

菊池医療刑務所とは

熊本刑務所菊池医療刑務支所（通称：菊池医療刑務所）は、ハンセン病に罹患した受刑者を隔離収容するために造られた全国でただひとつの隔離刑務所でした。受刑者は全国から送られてきました。

本来人権擁護を職責とする法務省が、誤ったハンセン病隔離政策の一環を担っていたのです。

現在も菊池恵楓園に隣接する土地に残されている菊池医療刑務所跡の建物は、国によるこうした人権侵害の歴史的証（あかし）なのです。

ところが、今、この土地・建物は財務省の所管となり、公売に付されようとしています。このままでは、ここは売り払われ、歴史の真実が闇に葬られてしまいます。

沿革

1953年	らい予防法施行 菊池医療刑務所開設
1986年	菊池医療刑務所建て替え
1996年	らい予防法廃止
1997年	菊池医療刑務所閉鎖



憲法違反の「特別法廷」

～司法の責任も明らかに～

ハンセン病の患者が罪を犯すと、その裁判は公開の法廷では行われず、その審理も判決も、菊池医療刑務所の中に設けられた「特別法廷」という密室で行われました。これは公開の法廷での裁判を保障した憲法の規定に明確に反するものでした。

ずさんで差別的な捜査で犯人とされた菊池事件の F さんもこうした密室の「法廷」で裁かれ、死刑にされてしまいました。

誤っていたのは法務省だけではなく、裁判所もその一端を担っていたのです。

菊池事件とは

1952年に熊本県内で起きた殺人事件。容疑者 F さんがハンセン病患者であったため公平な取調べが行われず、裁判の審理も十分に尽くされないまま死刑判決が言い渡された。F さんは最高裁まで争ったが棄却され死刑が確定した。再審を申し立てたが、3 回目の再審が棄却された翌日の 1962 年 9 月 14 日、福岡刑務所で死刑が執行された。この事件は、映画「新・あついで」のモデルとなっている。

ハンセン病問題基本法

第十八条 国は、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずる……ものとする。

坂本克明さん（元教誨師）の証言

～ 監禁室の代用として？～

－当時の収容者の数は？

「刑務所長が書き残した記録によると、61年14人、62年11人。ところが、講堂で聖書の話をする時は50人以上集まった。その違いは何か。恐らく、けんかなどをした素行不良者だったのではないかと。所長も否定しなかった。懲戒の意味で収容されていたとすれば、かつて療養所内にあった監禁室と同じ使い方をされていたことになる」（熊日新聞記事より）

私たちが求めていること

菊池医療刑務所を開設・運用した法務省の責任において、2度とこのような人権侵害が繰り返されることがないように、ここを保存し、人権擁護のために役立つ施設として一般市民のみなさんに開放してほしい。

これを実現するために、今私たちは年内に10万人を目標に署名活動を行っています。

どうかみなさん、署名にご協力ください。